

5. 補助の内容

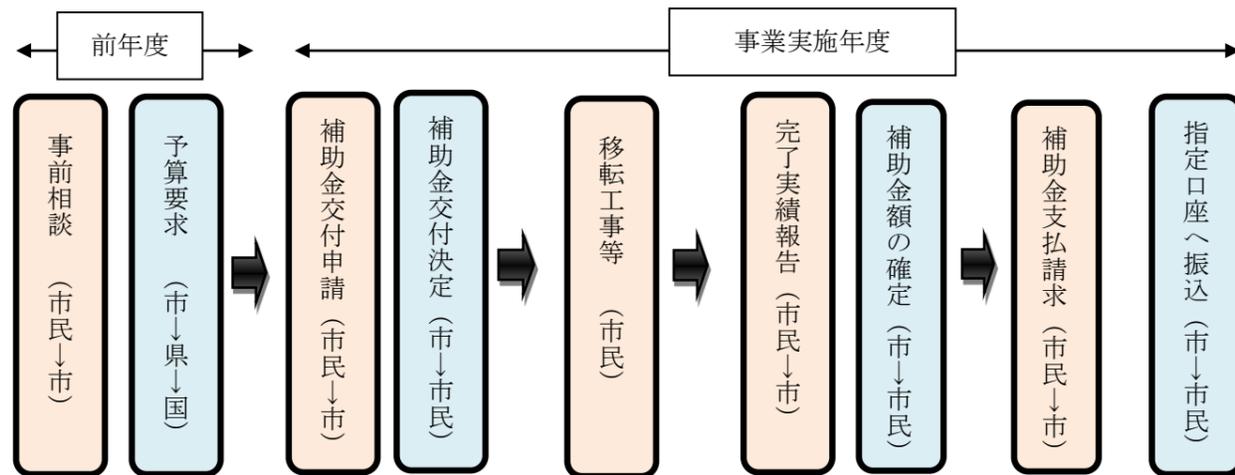
事業の種類	補助事業の内容
危険住宅除却等事業 【除却等費】	危険住宅の除却等（引越費用等を含む）に要する費用
危険住宅に代わる住宅の建設事業 【建設助成費】	危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用 （注：融資を受けない場合等は、建設助成費は受けられません。）

●補助金の限度額（1戸当たり）

			補助金の限度額
【除却等費】	除却費		※住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費
	引越費用等		97.5万円
【建設助成費】	一般地域	建 物	325.0万円
		土 地	96.0万円
		合 計	計 421.0万円
	保全人家10戸未満 <sup>※3</sup> の急傾斜地崩壊危険区域	建 物	465.0万円
		土 地	206.0万円
		敷地造成	60.8万円
合 計	計 731.8万円		

※3：保全人家等の確認については、四日市建設事務所 総務・管理室 管理課（Tel. 059-352-0667）までお問い合わせください。

6. 手続きフローの概要



※本補助を受けるには、事業を行う前年度から協議等を行う必要があるため、ご検討の方は早急にご相談ください。  
 ※補助金の交付決定よりも前に契約を締結したり、工事に着手した場合には、補助金を受けることはできません。

《お問い合わせ先》

指定区域に関すること	三重県 四日市建設事務所 総務・管理室 管理課	Tel. 059-352-0667
補助内容に関すること	四日市市 都市整備部 建築指導課	建築調整係 Tel. 059-354-8206
構造規制に関すること		建築確認係 Tel. 059-354-8208

# 四日市市がけ地近接等危険住宅移転事業について

## （補助制度等のご案内）

全国各地で、台風や集中豪雨等による大規模な土砂災害が多数発生しています。

あなたのお住まいは安全ですか？



### 《補助制度の概要》

(1) 除却等費

- 除却費【令和6年度上限】  
 木造住宅：3.2万円/㎡  
 非木造住宅：4.6万円/㎡

○引越費用等 最大 97.5万円

(2) 建設助成費

- 【一般地域】 最大 421.0万円
- 【保全人家10戸未満の区域】  
 最大 731.8万円

市では、がけ地の崩壊等の恐れがある土地に建っている危険な住宅の移転を促進することを目的に、移転に要する経費の一部を補助する制度を設けています。



三重県 四日市市

## 1. がけ地近接等危険住宅移転事業とは…

がけ地近接危険住宅移転事業は、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべり等を含む）により、市民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、危険な住宅を除却し、安全な場所に新たな住宅を建築又は購入する市民に対して、費用の一部を補助する制度です。

この制度は、国、三重県の補助金を受けて実施しています。

## 2. 対象となる住宅（危険住宅）について

対象となる住宅は、次のいずれかに該当する住宅のことをいいます。

なお、現に居住していることが条件であるため、“空き家”は補助の対象にはなりません。

### (1) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

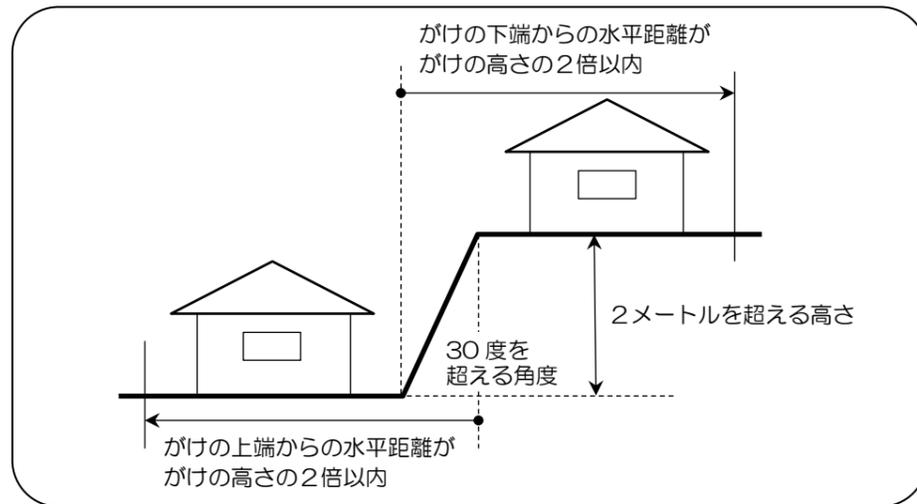
土砂災害防止法<sup>※1</sup>に基づき、三重県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定される前から建っており、指定日以後に増築等がされていない住宅

※1：正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月8日法律第57号）という。

### (2) がけ条例で規制されている区域

建築基準法に基づく三重県建築基準条例（昭和46年7月27日三重県条例第35号）第6条で建築を制限している区域<sup>※2</sup>に、昭和46年12月23日以前から建っており、その日以後に増築等がされていない住宅

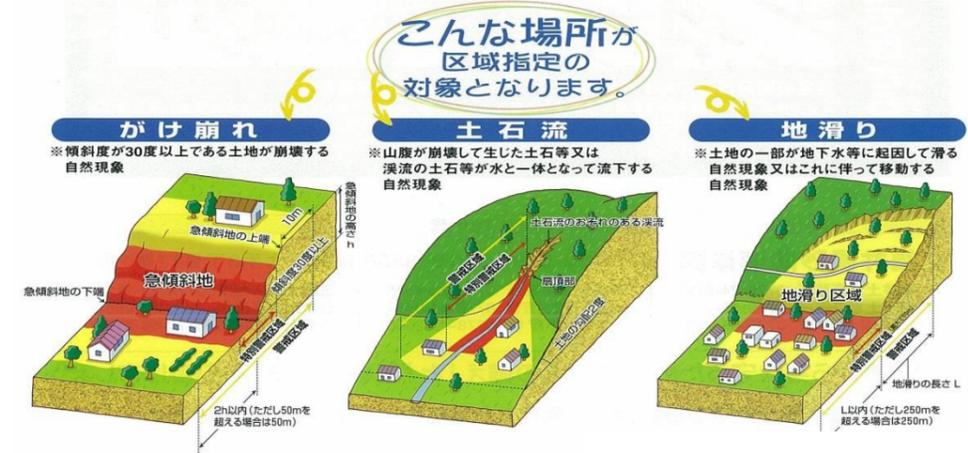
※2：規制される範囲等については、自らの費用で測量等を行い、判断する必要があります。



(3) 上記各号のいずれかの区域に建っている住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅

※上記の条件に該当せず、本補助制度を受けられない場合であっても、昭和56年5月31日以前に建てられた“木造住宅”であれば、木造住宅耐震化促進事業の一環として実施している除却工事費補助を受けることができる場合があります。

## 3. 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは…



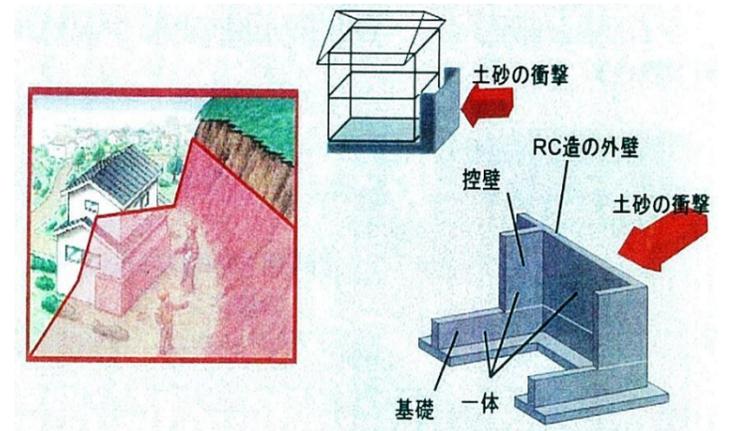
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域をいい、建築物の構造規制の対象となります。

### ●建築物の構造の規制

土砂災害特別警戒区域内で居室を有する建築物を新築もしくは増築等を行う場合には、都市計画区域外であっても、建築確認申請が必要になります。

また、建築物の構造は土砂災害の衝撃に対して安全なものとなるよう、建築物の構造耐力に関する基準に適合させる必要があります。

建築確認申請書の提出先は、四日市市の建築主事または民間指定確認検査機関になります。



## 4. 建築物の移転等の支援措置

がけ崩れ等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、市民の生命・財産を守るため、土砂災害特別警戒区域外への移転等に対して、以下のような支援措置があります。

### ①建替え等に関する補助制度

前頁の『2. 対象となる住宅（危険住宅）について』の条件に該当する場合において、危険な住宅を除却する費用及び引越費用等と、移転先の住宅建設等のための借入金の利子に対し、補助金を交付します。詳しくは、『5. 補助の内容』（次頁）をご参照ください。

### ②住宅金融支援機構の融資

地すべり等関連住宅融資は、土砂災害特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。（※三重県から移転勧告を受けている場合に限りです。）